

介護福祉士実務者研修 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

介護福祉士実務者研修におきましては、厚生労働省の新型コロナウイルス感染防止指針に基づき、下記の対策を実施いたします。ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

1

介護過程Ⅲのオンライン授業

2

全員のマスク着用(講師含)

3

換気の徹底
(窓の常時開放 及び 換気扇稼動)

4

入室時に於ける全員の
手指消毒(その都度)

5

お昼休憩は全員各車中にて休憩

6

新型コロナウイルスに
感染した際の報告の義務

7

下記症状が認められる際は受講をお控え頂き、症状完治後に補講
※講師の判断で受講当日にお帰り頂くようなお声がけをさせていただく
場合もございます。

- ・風邪の症状や37.3℃以上の微熱(発熱)がある。
- ・咳の症状が長引いている、又は倦怠感・息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ・嗅覚・味覚に障害を感じる。
- ・身内や職場の方が新型コロナウイルスに感染している。

8

1名でも新型コロナウイルスに感染した場合はスクーリングを休講とする

